上山市総合子どもセンター設置条例

平成２９年条例第１４号

　（目的）

第１条　この条例は、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の２第１項の規定に基づき、上山市総合子どもセンター（以下「子どもセンター」という。）の設置及び管理について必要な事項を定め、子どもやその保護者に遊び場等を提供するとともに、総合的な子育て支援の推進を図り、もって子育て環境の充実に寄与することを目的とする。

　（名称及び位置）

第２条　子どもセンターの名称及び位置は、次のとおりとする。

（１）　名称　上山市総合子どもセンター「めんごりあ」

（２）　位置　上山市二日町１０番２５号

　（事業）

第３条　子どもセンターは、次に掲げる事業を行う。

（１）　子どもの遊び場等に関する事業

（２）　子育ての支援に関する事業

（３）　その他市長が必要と認める事業

　（入館の要件）

第４条　子どもセンターに入館することができる者は、小学生までの子ども及びその保護者並びに子育て活動を実施する者とする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

　（入館の制限）

第５条　市長は、子どもセンターに入館する者（以下「入館者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、入館を拒否し、又は退館を命ずることができる。

（１）　この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

（２）　公益を害するおそれがあるとき。

（３）　感染症を有するなど、他の入館者の健康に影響を及ぼすおそれがあるとき。

（４）　施設、備品等を損傷するおそれがあるとき。

（５）　その他管理上支障があるとき。

　（サークル活動ルームの使用許可）

第６条　サークル活動ルームを使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

２　市長は、前項の許可をする場合は、必要な条件を付することができる。

３　市長は、第１項の許可を受けようとする者が前条各号のいずれかに該当すると認めるときは、これを許可しない。

　（使用許可の取消等）

第７条　市長は、前条第１項の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消し、又は使用の中止を命ずることができる。

（１）　この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

（２）　偽りの申請により使用の許可を受けたとき。

（３）　許可に付した条件に違反したとき。

（４）　その他管理上支障があるとき。

　（使用料）

第８条　サークル活動ルームの使用料は、無料とする。

　（損害賠償）

第９条　入館者及び使用者が故意又は過失により子どもセンターの施設、備品等を損傷し、又は滅失したときは、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、市長が正当な理由があると認めたときは、その全部又は一部を免除することができる。

（指定管理者による管理）

第１０条　市長は、子どもセンターの設置の目的を効果的に達成するため、その管理を地方自治法第２４４条の２第３項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

　（指定管理者が行う業務の範囲）

第１１条　前条の規定により指定管理者に子どもセンターの管理を行わせる場合に当該指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務とする。

（１）　子どもセンターの運営・維持管理に関する業務

（２）　サークル活動ルームの使用許可に関する業務

（３）　親子等に対する遊び場・交流の場の提供に関する業務

（４）　子育てに係る相談・助言、情報収集及び学習機会の提供に関する業務

（５）　子どもの一時預かり事業、ファミリー・サポート・センター事業等の子育て支援に関する業務

（６）　地域の子育て活動の育成・支援に関する業務

（７）　その他市長が必要と認める業務

　（指定管理者が行う管理の基準）

第１２条　指定管理者は、この条例及びこの条例に基づく規則並びに市長と締結する協定の定めるところに従い、適正に子どもセンターの管理を行わなければならない。

　（委任）

第１３条　この条例に定めるもののほか、必要な事項は、規則で定める。

　　　附　則

（施行期日）

１　この条例は、平成３０年４月１日から施行する。

　（供用開始）

２　前項の規定にかかわらず、子どもセンターの供用開始は、告示で定める日からとする。

　（準備行為）

３　指定管理者の指定に関する手続その他子どもセンターを供用するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。